

座間市工事請負に関する条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号）に定めるもののほか、条件を付した一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象は、予定価格（税込み）が130万円を超える工事とする。

2 前項の定めにかかわらず、座間市入札・契約制度検討委員会において条件付一般競争入札の対象とすることが適当でないとする場合は、この限りでない。

(入札参加の資格に関する事項)

第3条 条件付一般競争入札に参加を希望する者は、公告で定める事項のほか、次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条に定める指示又は営業停止を受けていない者

(2) 法第26条に定める主任技術者又は監理技術者を適切に配置できる者

2 前項に規定するもののほか、必要がある場合は、次に掲げる事項について、条件とすることができるものとする。

(1) 対象の工事と同工種の施工実績

(2) 対象の工事の施工に必要な許可、認可、資格等の有無

(3) 同工種における工事成績評定結果

(4) その他市長が必要と認める事項

(入札参加の申込み)

第4条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札案件概要書において指定する日時までに市長に入札参加の申込みをしなければならない。

(入札参加資格の確認)

第5条 市長は、入札参加の申込みをした者に対し、資格の有無を確認した後、その結果を通知する。この場合において、入札参加資格が無いと認めた者に対しては、その理由を付すものとする。

2 入札参加資格として類似工事の施工実績、監理技術者の専任配置等を条件とする場合は、当該条件について開札後に資格の有無の確認を行うことができるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第6条 入札参加資格があると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）が、通知を受けた後、第3条に規定する条件を欠いたときは、その資格を喪失するものとする。

(入札の執行)

第7条 条件付一般競争入札は、入札参加有資格者が1者以上いる場合に有効として入札を行うものとする。ただし、第3条の規定による条件の入札参加有資格者が1者の場合において参加条件を変更して2者以上になりうる場合には、直ちに中止とし、条件を変更して再度公告を行うことができるものとする。

(入札額見積内訳書)

第8条 条件付一般競争に参加しようとする者は、入札額見積内訳書を作成し、入札書と共に市長に提出しなければならない。

(技術者等に関する調書)

第9条 技術者の専任配置を条件とされた工事については、主任(監理)技術者を定め、主任(監理)技術者等に関する調書を指定する日時までに提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 座間市条件付一般競争入札事務取扱要領(平成10年座間市要領)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。